

# 統 合 小 学 校 P T A 会 則

## 第 1 条 (名称及び事務所)

本会は南知多町立**統合小学校** P T A と称し、事務局を**統合小学校**に置く。

## 第 2 条 (目 的)

本会の目的は次のとおりとする。

- 1 学校・家庭及び社会における児童の福祉増進につとめる。
- 2 会員相互の親睦をはかり教養を高める。
- 3 家庭と学校との関係をいっそう緊密にし、協力して生徒の心身の健全な育成をはかる。
- 4 学校の教育的環境の整備をはかる。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な事項。

## 第 3 条 (方 針)

本会の方針は次のとおりとする。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は非営利的、非宗教的、非政党的な団体として活動し、いかなる団体の支配、統制、干渉をも受けてはならない。

## 第 4 条 (会 員)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正 会 員 本会に在籍する児童の父母又は保護者及び本校職員。
- 2 特別会員 本会の目的に賛同し、入会を希望する者。

## 第 5 条 (役員・委員)

本会の役員及び委員は次のとおりとする。

- |   |       |     |           |
|---|-------|-----|-----------|
| 1 | 会 長   | 1 名 | 父母        |
| 2 | 副 会 長 | 3 名 | 父母・校長     |
| 3 | 書 記   | 3 名 | 父母・教師 2 名 |
| 4 | 会 計   | 2 名 | 父母・教師     |
| 5 | 会計監査  | 2 名 | 父母        |
| 6 | 委 員   | 若干名 | 父母・教師     |

## 第 6 条 (役員・委員の選出と任期)

役員及び委員の選出と任期は次のとおりとする。

- 1 会長・副会長・書記・会計は、委員会で互選し総会で承認を得る。
- 2 会計監査は、前年度委員の中から、会長が指名し総会で承認を得る。
- 3 委員は別に定める方法によって選出する。
- 4 役員及び委員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第 7 条 (役員・委員の任務)

役員及び委員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 書記は会長の命を受けて事務を処理する。
- 4 会計は会長の命を受けて会計事務を司どる。

5 会計監査は会計事務を監査する。

6 委員は、委員会に出席して、その審議に加わり、計画の実践に協力する。

#### 第 8 条 (会 議)

本会の会議は次のとおりとする。

1 総 会 年 1 回以上。会長これを召集し、次のことを決める。  
役員の承認、予算・決算の審議決定、その他重要事項。

2 委員会 会長はこれを召集し、次のことを決める。  
総会提出事項及び常任事項、本会の目的達成に必要な事項、  
内規の決定、その他。

#### 第 9 条 (定足数)

本会の会議は **2 分の 1 以上** を定足数とし、出席者の過半数で決める。

#### 第 1 0 条 (経 費)

本会の経費は次のとおりとする。

1 会費            2 寄付            3 その他の収入

#### 第 1 1 条 (会 費)

本会の会員は、会費を納めなければならない。会費は総会で決める。

#### 第 1 2 条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

#### 第 1 3 条 (会則改正)

本会則は総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成により改正することができる。

#### <付 則>

**この会則は、令和 4 年 4 月 1 日より実施する。**

**※統合小学校の令和 4 年度 P T A 総会で承認を受け、正式に実施する。**

**※ただし、令和 3 年度中に役員・委員の選出を行う必要があるため、令和 3 年 4 月の大井小学校、師崎小学校の各々の P T A 総会で承認を得ることとする。**